

進学・就職・転勤などの季節です 引っ越しのときは手続きを



窓口を延長します

3月27日(日)～4月4日(月)

例年、3月から4月にかけては、引っ越しなどによる住所変更の手続きのため、市民課などの窓口が大変混み合います。

この時期の市民課など窓口の混雑を緩和するため、次のとおり休日・夜間の窓口を開設しますので、どうぞ、ご利用ください。

窓口延長期間 3月27日(日)～4月4日(月)

【開庁時間】

平日 午前8時30分～午後7時
土・日 3月27日(日)
4月2日(土)・3日(日)
午前9時～午後5時

【開庁窓口】

市民課・税務課収納管理室

対象業務

〔市民課〕

・住民異動届の受け付け

・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付
印鑑登録の受け付け

※住民基本台帳カード・公的個人認証に関する手続きはできません。

※本人、世帯員以外の代理の方が住所異動や世帯主変更の届け出をする場合は委任状が必要になります。

なお、住民票の写し、戸籍証明書などの請求時にも窓口に来た方の本人確認を行っていただきますので、ご協力をお願いします。

☎ 市民課(内線2313・2319・2321)

〔税務課 収納管理室〕

・納税・納税相談

☎ 税務課(内線3145)

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともありますので、ご了承ください。

届け出の際に本人確認書類の提示をお願いします

住所変更の届け出には、戸籍の届け出と同様に虚偽の届け出を防止し、市民の個人情報保護のため、本人確認を行っていただきます。

確認方法

届け出の際に、「運転免許証」「住民基本台帳カード」「パスポート」など、官公署発行の顔写真付きの証明書で確認をしています。(郵便による転届の場合は、本人確認書類の写しを添付)

なお、本人確認書類を持っていない場合は、聞き取りによる確認を行いますのでご協力をお願いします。

また、本人確認ができない場合であっても、届け出を妨げるものではありません。窓口で確認ができなかった場合は、届出人の方に届け出があつたことを郵送でお知らせします。

万一覚えのないお知らせが届いたら、ご連絡ください。

☎ 市民課(内線2313・2319・2321)

転出・転入する

児童生徒の
保護者の皆さんへ

転出する方

転出前の学校で発行された
在学証明書など関係書類を、
転出先の小・中学校、または
教育委員会へ提出してくださ
い。

転入した方

転入手続きをすると入学通
知書が発行されますので、新
しい学校へ提出してください。
ただし、新1年生（入学式
前）は教育委員会での手続き
が必要ですので、教育総務課
にお越しください。

【手続き・問】 教育総務課（内
線5018）



水道・下水道の手続き

転出する方

水道企業団までお電話くだ
さい。その際、お手元に「水
道使用水量等通知書（検針
票）」を用意してください。

転入した方

申し込みの際は、ポスト・
玄関に入れてある「水道をご
使用されるお客様へ」に記入
している「お客さま番号」を
確認の上、電話でお申し込み
ください。引越しの5日前
までに連絡をお願いします。
なお、水道料金と下水道使
用料は、水道企業団で合算請
求を行っています。

（※土日・祝日は休み）

【手続き・問】

石巻地方広域水道企業団営業
課（旧石巻・河南地区） ☎95・
6711・北部地区管理事務
所（河北・桃生・雄勝・北上
地区） ☎62・2115・牡鹿
営業所（牡鹿地区） ☎45・2
117
下水道課（内線5694）・各
総合支所地域振興課

一時多量ごみ（引越し
ごみなど）は、集積所に出
せません。

ごみ集積所に出せるごみは、
一般家庭の日常生活から出た
ものが対象です。

そのため、庭木の刈り込み
や清掃および引越しなどで、
一時的に多量に出た家庭ごみ
は、ごみ集積所に出せません。
多量のごみは、通行の妨げ
になり危険であり、また、一
般家庭ごみの収集効率を著し
く悪化させます。

有料になりますが、分別し、
自らごみ処理施設に搬入する
か、収集運搬業者に依頼しま
しょう。

ご協力をお願いします。
【問】 環境課（内線3375・
3376）



お知らせ

4月から第1・第3日曜日に
窓口を開庁します

期 間 4月17日（日）から
毎月第1・第3日曜日
（年未年始の休業期間にかかる
場合（平成24年1月1日（日））は
除く）

開庁時間 午前9時～午後1時

開庁窓口 市民課

対象業務

- ・住民異動届の受け付け
 - ・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本などの交付、印鑑登録の受け付け
- ※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともあります。

【問】 市民課（内線2313・2319・2321）

ご注意ください！！

市民相談センターから

引っ越しシーズンに多発！ 賃貸物件の原状回復と敷金精算

賃貸住宅の退去時に、敷金を大幅に上回る修繕費用を請求されたという相談が寄せられています。

国土交通省の作成したガイドラインでは、経年劣化や通常の使用による損耗などの原状回復については、貸主が行うものと定めています。

貸主と借主の負担割合についても具体的に示していません。修繕費を敷金で精算した結果、敷金が返還されないトラブルも発生しています。入居前に貸主立ち会いのもと、部屋を点検し、使用前の損耗状況や契約内容を確認することが大切です。

原状回復などに関することで問題が生じた場合は、相談してください。

【問】 市民相談センター（消費生活相談）

☎23-5040（直通）